

# さんばしひろば利用手引き Ver. 1.0

～楽しい日常や週末の賑わいをつくる～



千葉市

令和4年4月

## 目次

1 施設案内.....	1
(1) 概要.....	1
(2) アクセスマップ.....	1
(3) 全体平面図.....	2
(4) エリア紹介.....	3
2 利用と許可.....	5
(1) 利用区分.....	5
(2) 利用例.....	7
(3) 利用可能時間.....	8
(4) 許可の目安.....	8
4 料金.....	10
(1) 利用料.....	10
(2) 計算例.....	10
5 手続き.....	12
(1) 事前相談.....	12
(2) 仮予約（利用の12ヶ月前から14日前まで）.....	12
(3) 申請（利用の3ヶ月前から14日前まで）.....	12
(4) 利用.....	13
(5) 料金支払い（納付書記載の期限まで）.....	13
(6) 利用報告（利用後7日以内）.....	13
6 注意事項.....	14
7 問合せ.....	17
(1) よくある問合せ.....	17
(2) 問合せ先.....	18

# 本手引きのねらい

このたび、本広場の愛称が「さんばしひろば」に決まりました。

「さんばしひろば」は、港湾緑地や都市公園といった法的に性質の異なる複数の緑地で構成されています。そのため、エリアによって出来ることや利用料が分かれています。

利点として、一般的な公園よりも使い勝手の良いエリアがあるものの、欠点はその分かりにくさです。

そこで、本手引きは、「さんばしひろば」を分かりやすくご利用いただくための道しるべとして作成しました。様々な利用例を示しましたが、これによらない新しい使い方や使い方の工夫をぜひご提案ください。さらに利便性が上がるよう本手引きはアップデートを続けていきます。

## 1 施設案内

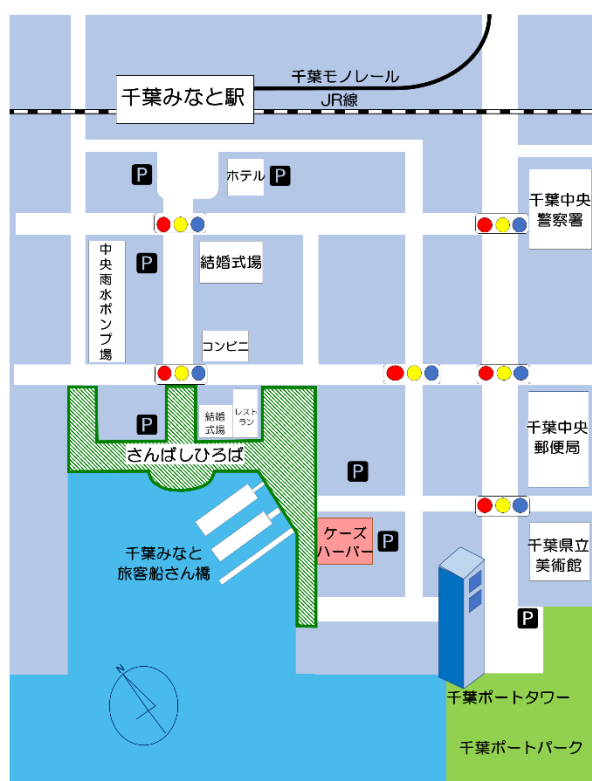
### (1) 概要

「さんばしひろば」は、旅客船乗り場のある開放的な親水空間です。

JRや千葉モノレールの千葉みなと駅から海へ向かって徒歩3分で来ることが出来ます。緑地内は芝生やタイル敷きが特徴で、多くのイベントに利用されています。

千葉ポートタワーへいざなうプロムナードでもあり、みなとのオアシスです。

### (2) アクセスマップ



#### 電車でお越しの場合

JR京葉線／千葉都市モノレール

「千葉みなと駅」より徒歩3分

- ・東京駅からJR京葉線（快速）で38分
- ・海浜幕張駅からJR京葉線で10分

#### バスでお越しの場合

・JR千葉駅西口25番のりば

ちばシティバス 千38（新港車庫前行）で約10分

「ちばみなと病院」バス停より徒歩1分

他、小湊鐵道JR千葉駅西口から千葉ポートタワー行等もあります

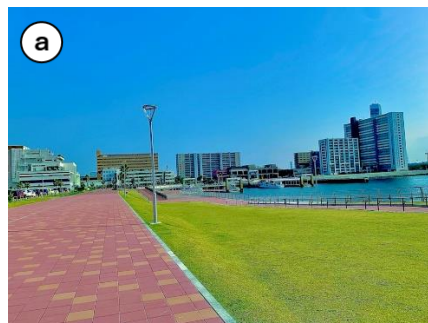
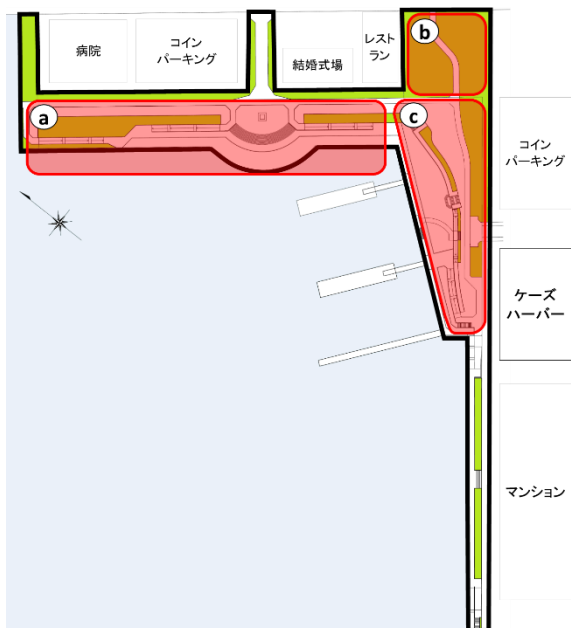
#### 車でお越しの場合

東関東自動車道「湾岸習志野IC」より約25分

※駐車場は周辺のコインパーキングを利用ください



## (4) エリア紹介



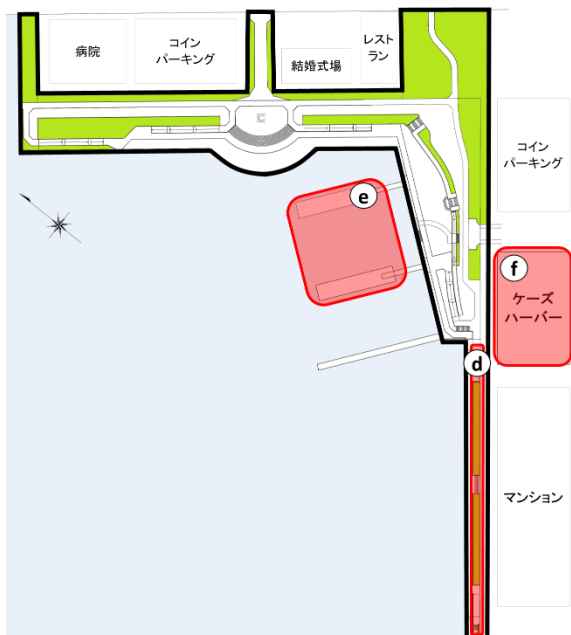
駅から着くと正面には錨のモニュメント。階段を下ると円形広場があり、その先に海が広がります。右手へは遊歩道がまっすぐ伸び、芝生の傾斜で昼寝をすると気持ちよさそうです。



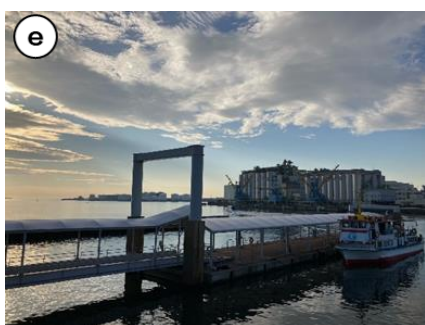
ヤシの木が並ぶ平らな芝生広場。フラフープやボール遊びならここが広くて最適です。屋根付きのベンチやピクニックテーブルもあり、のんびりとくつろげる憩いの空間です。風が強い日には、ここならテントをペグで固定することもできます。



上段と下段に分かれており、雰囲気が異なります。芝生広場から続く上段は、半分がタイル敷きで残りは芝生。下段はタイル敷きで、旅客船棧橋へ行くことができます。タイルエリアは自動車も入れますので、多様なイベントが開催できます。



千葉ポートタワーへ続くプロムナードです。  
海を感じながらのウォーキング。疲れたらベンチでひと休みできます。  
海の彼方にしずむ夕日がきれいに見えるスポットです。



千葉港唯一の旅客船専用棧橋。  
毎日運航している港内遊覧のほか、工場夜景クルーズ、チャータークルーズ、高速ジェット船による伊豆大島などの臨時便に乗ることができます。



旅客船ターミナルに加え、レストランやカフェ、ダイビングショップなどの集客施設が一体となった建物です。  
遊覧船のチケットはここで購入します。  
トイレや待合スペースは自由に利用することができます。

## 2 利用と許可

「さんばしひろば」はどなたでも自由に利用できますが、撮影やイベント等の特殊な利用は許可が必要になります。

### (1) 利用区分

管理上、港湾緑地、都市公園に分かれており、区分に応じて、許可の種類等が異なります。

	A (港湾緑地※1)	B (都市公園※2)
許可利用 ※3	行為許可	行為許可
	目的外使用許可	占用許可
一般利用 ※4	許可不要	許可不要



#### ※1 港湾緑地

港湾就業者や港を訪れる人々に親水空間を提供するための緑地であり、港湾法及び千葉県港湾管理条例に基づき管理しています。

#### ※2 都市公園

人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、豊かな地域づくりに資する交流の空間などを目的とした公園であり、都市公園法及び千葉市都市公園条例に基づき管理しています。

#### ※3 許可利用

撮影や非営利イベントなど行う場合は行為許可、容易に動かせない設置物がある場合や、営利行為などを行う場合は目的外使用許可や占用許可に区分されます。詳細は、次ページ以降をご参照ください。

#### ※4 一般利用

緑地を独占的に利用しない場合は、自由に利用することができます。周囲の利用者に配慮してご利用ください。

## **(参考) 根拠法令等**

**千葉県港湾管理条例** ※県から権限移譲を受け、市が管理しています。(知事を市長に読み替え運用)

第五条 港湾施設は、その目的又は用途を妨げない限度において規則で定めるところにより、知事の許可を受けて当該港湾施設の目的以外の目的又は用途以外の用途に使用することができる。

### **(行為の制限)**

第十一条の三 港湾施設内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、第五条第一項の規定により許可を受けて行おうとするときは、この限りでない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 業として販売するために写真撮影をすること。
- 三 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 四 競技会、集会、展示会その他これらに類する催し及び映画の撮影のために港湾施設の全部又は一部を独占して利用すること。

## **都市公園法**

### **(都市公園の占用の許可)**

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

## **千葉市都市公園条例**

### **(行為の制限)**

第2条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) テレビの放映その他これに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。



## (2) 利用例

### ① マルシェ（千葉のいいもの販売会）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け卸先を失った、千葉県内の農産物・農産加工品・飲食店等を支援する販売会を開催。

利用エリア エリアA  
許可区分 行為許可  
利用期間 1日（10時～15時）  
料金 無料



### ② 3x3basketball イベント

東京オリンピック2020で大いに盛り上がりを見せた新種目「3x3Basketball」イベントを千葉市で初開催。

利用エリア エリアA  
許可区分 行為許可  
利用期間 2日（11時～18時）  
料金 無料



### ③ スーパーカー集合イベント

多くのスーパーカーを並べ、一部に運転席を開放するコーナーを設けるなど、みなとに非日常の賑わいを創出。

利用エリア エリアA  
許可区分 目的外使用許可  
利用期間 1日（11時～14時）  
料金 10,200円



### ④ 映画の撮影

夕方から夜にかけての情景やクライマックスシーンの撮影で利用。令和4年公開の映画など多数。

利用エリア エリアA  
許可区分 行為許可  
目的外使用許可  
利用期間 1日（7時～20時）  
料金 利用面積による  
（無料～約30,000円程度）



### (3) 利用可能時間

24 時間利用できますが、許可を得て撮影やイベントを行う場合は、準備撤収を含め、原則として7時から20時までとします。

### (4) 許可の目安

下表は許可の目安です。内容により許可できる場合がありますのでご相談ください。また、記載のない利用もぜひご提案ください。

◎：許可不要 ○：行為許可 □：目的外使用許可（エリアBの場合は占用許可） ×：不許可

利用の内容		利用の詳細	許可目安		備考	
			A	B		
映像撮影	独占利用なし	趣味の範囲内の動画投稿のための撮影	◎	◎		
		事実の報道を目的とした撮影	◎	◎	事前に電話で相談すること	
		散策シーン撮影(旅番組に類するもの)	◎	○	一時的に利用者の立入りを制限する場合には行為許可が必要	
		千葉みなどの風景映像撮影	◎	○	趣味の範囲内の場合は許可不要	
	独占利用あり	工作物なし	ベンチでの談笑シーン撮影	○	○	
			ダンスシーン撮影	○	○	大音量が出る場合は近隣に了承を得た場合のみ可
			演技シーン撮影	○	○	
			ネットドラマの撮影	○	○	
			バンド演奏シーン撮影	○	○	大音量が出る場合は近隣に了承を得た場合のみ可
			夜間の撮影	○	○	近隣の了承を得た場合のみ可
			BGMを流す撮影	×	×	大音量が出る場合は近隣に了承を得た場合のみ可
		工作物あり	発煙や発火の演出を含む撮影	×	×	近隣の迷惑になる恐れがあるため不可
			背景セットを設置して行う撮影	□	○□	芝生を損傷させる恐れのある工作物は不可
			車両のプロモーションムービー撮影	□	×	芝生地は不可
			車両を背景に設置して行う撮影	□	×	芝生地は不可
			車両走行シーン撮影	□	×	走行は時速10キロ以下
			車両の上に人が乗るシーンの撮影	×	×	危険や施設損傷の恐れのある行為は不可
			車両を横倒しにして設置する撮影	×	×	危険や施設損傷の恐れのある行為は不可
写真撮影	独占利用なし	遠足の集合写真撮影	◎	◎		
		千葉みなどの風景写真撮影	◎	◎		
	独占利用あり	工作物なし	雑誌表紙のためのモデル撮影	○	○	
			HP広告用写真の撮影	○	○	
		工作物あり	背景セットを設置して行う写真撮影	□	○□	芝生を損傷させる恐れのある工作物は不可
			車両を背景に設置して行う撮影	□	×	芝生地は不可

※工作物 人力で容易に動かすことができない設置物  
 例：撮影のためのセット、車両、イベントに伴う屋台等  
 非工作物 人力で容易に動かすことができる設置物  
 例：撮影のために仮設置するカメラレール、簡易的なテント、テーブルや椅子

◎：許可不要 ○：行為許可 □：目的外使用許可（エリアBの場合は占用許可） ×：不許可

利用の内容	利用の詳細	許可目安		備考	
		A	B		
賑わいを創出するイベントなどの行為※	非営利	ドッグランの一時設置	◎	□	許可を受けたイベントの一環で、主催者の管理運営による場合のみ可
		パークヨガ体験イベント	○	○	定期的に開催するものは不可
		スポーツ体験イベント	○	○	定期的に開催するものは不可
		チャリティーコンサート	○	○	
		映画鑑賞会	○	○	
		町内会夏祭り	○	○	地域の組織が行うもののみ可
		車両展示イベント	□	×	芝生地は不可
		花火大会	×	×	施設汚損や近隣の迷惑になる恐れがあるため不可
		スケートボード体験イベント	×	×	騒音により近隣の迷惑になる恐れがあるため不可
	営利	キッチンカーの出店	□	×	芝生地は不可
		個人や法人による物品販売	□	×	利用者の利便性向上に資する場合のみ可
		ドッグランの一時設置	□	×	許可を受けたイベントの一環で、主催者の管理運営による場合のみ可
		フリーマーケット	□	×	
		マルシェ	□	×	
		キャンプ	□	×	施設汚損の恐れがなく、近隣の下承を得たイベントの場合のみ可
		バーベキュー	□	×	施設汚損の恐れがなく、近隣の下承を得たイベントの場合のみ可
		企業や商品PRのためのイベント	×	×	
		車両の展示PRイベント	×	×	
		社内イベント	×	×	
その他	写生大会	◎	◎	大規模なものは許可が必要	
	遠足	◎	◎	比較的大人数で利用する場合には事前に電話で相談すること	
	防災訓練	○	○	地域の組織が行うもののみ可	
	ドローンの使用	○	□	近隣の下承を得たうえで、撮影の場合のみ可	
	広告物の設置	□	□	イベントの案内や、イベントに付随するもののみ可	
	野球大会	×	×	他の利用者に危険を及ぼす恐れがあるため不可	
	野球教室	×	×	他の利用者に危険を及ぼす恐れがあるため不可	

※賑わいを創出するイベントなどの行為については、下記を条件として許可します。

- ・千葉みなとエリアの賑わいの創出に資すること。
- ・大音量が出るものや夜間利用等の場合には、近隣へ内容を説明し、理解を得ること。
- ・事前告知が行われ、一般の自由参加が認められるものであること。
- ・他の利用者や近隣に、迷惑や危険の及ぶ恐れがないこと。

※公的機関や関連機関が主催・共催・後援するイベントなどについては、許可できる場合がありますので、別途ご相談ください。

## 4 料金

### (1) 利用料

エリア	種別	料金 ※3		100㎡を4時間使用した場合の例
エリアA	行為許可	無料		0円
	目的外使用許可	工作物 ※1	1月につき1㎡あたり210円 ※4	700円
		非工作物 ※2	1月につき1㎡あたり160円 ※4	534円
エリアB	行為許可	写真の撮影	カメラ1台につき300円	カメラ1台につき300円
		映像の撮影	2時間ごとに3000円	6,000円
		イベントの実施	1日につき1㎡あたり3円	300円
	占有許可※5	イベントのための工作物	1日につき1㎡あたり11円	1210円
		その他の工作物	1月につき1㎡あたり180円	19,800円

- ※1 工作物 人力で容易に動かすことができない設置物  
例：撮影のためのセット、車両、イベントに伴う屋台等
- ※2 非工作物 人力で容易に動かすことができる設置物  
例：撮影のために仮設置するカメラレール、簡易的なテント、テーブルや椅子
- ※3 面積計算 1㎡未満の端数は1㎡として計算
- ※4 利用期間 1月未満の場合は日割り計算  
利用料 100円未満の場合は100円
- ※5 占有期間 1月未満の場合は合計額×1.1円

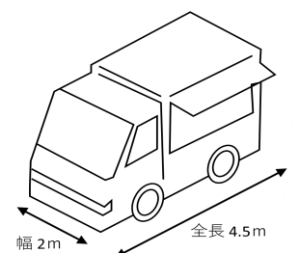
### (2) 計算例

#### ① 車両を背景に設置して行う映像撮影

- 利用エリア エリアA  
 利用日時 1月1日 13時から17時  
 許可区分 目的外使用許可  
 面積 工作物(車両)：4.5m×2m×3台=27㎡  
 非工作物：工作物を除く撮影占有面積=73㎡  
 利用料計算  $\{(工作物 27 \text{ ㎡} \times 210 \text{ 円/㎡}) + (非工作物 73 \text{ ㎡} \times 160 \text{ 円/㎡})\} \times 1 \text{ 日} \div 31 \text{ 日} = \underline{559 \text{ 円}}$  (小数切り捨て)

#### ② キッチンカーの出店

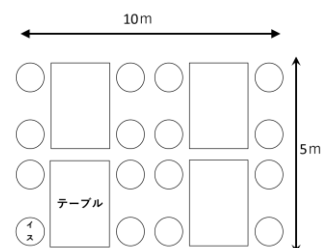
- 利用エリア エリアA  
 利用日時 4月1日 13時から17時  
 許可区分 目的外使用許可  
 面積 工作物(車両)：4.5m×2m×1台=9㎡  
 利用料計算  $(工作物 9 \text{ ㎡} \times 210 \text{ 円/㎡}) \times 1 \text{ 日} \div 30 \text{ 日} = 63 \text{ 円}$   
 100円未満の場合は 100円



※設置時のひさし等は含みません。

### ③ 車両展示イベントの開催

利用エリア	エリアA
利用日時	8月1日 10時 から 8月2日 18時
許可区分	目的外使用許可
面積	工作物（車両）：4.5m×2m×50台=450㎡ （ステージ）：5m×3m×1台=15㎡ 計465㎡ 非工作物（テーブル、椅子）：10m×5m=50㎡
利用料計算	{(工作物465㎡×210円/㎡) + (非工作物50㎡×160円/㎡)} ×2日÷31日= <u>6,816円</u> （小数切り捨て）



### ④ ダンスシーン撮影

利用エリア	エリアB
利用日時	1月1日 13時から18時（5時間を2時間単位で切り上げ6時間とする）
許可区分	行為許可
利用料計算	6時間×3,000円/2時間= <u>9,000円</u> （面積によらず時間での計算）

### ⑤ やぐらを設置するイベント

（エリアBにイベントのための工作物を設置する際には行為許可とは別に占用許可が必要）

利用エリア	エリアB
利用日時	8月1日 10時から17時
許可区分	占用許可及び行為許可
面積	工作物（やぐら）：10m×10m=100㎡ 非工作物（簡易テント、テーブル、椅子）=200㎡
利用料計算	占用許可 工作物 100㎡×10円/㎡×1.1=1,100円 行為許可 非工作物 200㎡×3円/㎡=600円 計 <u>1,700円</u>

## 5 手続き

### (1) 事前相談

「さんばしひろば」を初めて利用する場合は、電子メール等で事前相談シートを提出してください。企画書などがある場合、併せて送付してください。現場立会いは必要に応じて行います。

大規模なイベント、ドローン使用等、特殊な利用となる場合には、利用の1か月前までにご相談ください。

### (2) 仮予約（利用の12ヶ月前から14日前まで）

ホームページで「さんばしひろば」の空き状況を確認したうえで、電子メール、電話または窓口で仮予約を申し込んでください。

イベントなどの予備日を仮予約することはできますが、仮予約日の1か月前までに他の仮予約希望があった場合はそちらを優先させていただきます。仮予約の日数は、必要最低限としてください。

確認先 千葉市都市局都市部交通政策課 調整班

H P : <https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/kotsu/>

電 話 : 043-245-5348

電子メール : [kotsuchosei@city.chiba.lg.jp](mailto:kotsuchosei@city.chiba.lg.jp)

### (3) 申請（利用の3ヶ月前から14日前まで）

申請書の提出は、郵送または窓口で受け取ります。（申請範囲がエリアAのみの場合は、押印不要で電子メールによる提出も可能です。）

必要に応じ、訂正や追加資料の提出を求められる場合がありますので、余裕をもって提出してください。

審査後、許可証の交付について電話等でお知らせしますので、窓口まで受け取りに来てください。なお、郵送を希望する方は、返信用封筒に84円切手を貼って次ページ記載の住所まで送付してください。

申請書の様式及び記載例については別途、様式集を参照ください。

#### \* 関係機関への届出等

行為の内容によっては、下記をはじめとする関係機関への届出等を行う必要があります。ご確認の上、決められた期日までに必要な手続きをお済ませください。

・ 飲食物を提供する場合・・・千葉市保健所食品安全課（043-238-9934）

・ 露店等で火気を使用する場合・・・千葉市中央消防署臨港出張所（043-246-0119）

#### **(4) 利用**

利用当日は、許可証を携帯してください。

設備の破損を発見した場合は、速やかに千葉市都市部交通政策課までご連絡ください。

#### **(5) 料金支払い（納付書記載の期限まで）**

料金が発生する場合は、納付書を郵送します。納付書記載の期限までに納入をお願いします。

#### **(6) 利用報告（利用後7日以内）**

利用報告シートと当日の利用状況がわかる写真を電子メール等で提出してください。

#### **\* 申請・報告先**

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター3階

千葉市都市局都市部交通政策課 調整班宛

HP：<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/kotsu/>

電話：043-245-5348

電子メール：kotsuchosei@city.chiba.lg.jp

## 6 注意事項

### ① 近隣・他の利用者への配慮

- ・原則として、近隣住民の迷惑にならない音量や光量での実施をお願いします。  
どうしても大音量や強い光が発生する場合は、近隣へ内容を説明し、理解を得てください。
- ・多くの来場者が見込まれる場合は、公共交通の利用を呼びかけ願います。
- ・多くの物資搬入を予定する場合、分散搬入等、周辺交通への配慮をお願いします。
- ・港湾緑地への車両の乗入れは、進行方向に誘導員を配置し、時速 10km 以下で走行してください。
- ・一般利用者の通行に支障が出ないように願います。
- ・乗船客や船舶給油車の通行などがある時には、行為を一時中断していただく場合があります。
- ・「健康増進法の一部を改正する法律」、「千葉県路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」及び「千葉県受動喫煙の防止に関する条例」の趣旨に鑑み、「さんばしひろば」や旅客船ターミナル内は禁煙であり、喫煙はできません。

### ② 電気・水道等

- ・「さんばしひろば」に備え付けの電気や水道は利用することができませんので、必要な場合は発電機などを持参し、利用してください。

### ③ 映像・写真撮影

- ・工作物は、設備が損傷する恐れがないように設置してください。
- ・公序良俗に反するシーン、当該地のイメージを損なうシーンの撮影はできません。
- ・車両の走行は時速 10 k m までとし、一般利用者との接触が無いよう、誘導員を配置するなどの措置を講じてください。
- ・見学者などで大勢の人が集まる恐れのある場合には、一般利用者の通行を妨げないよう、誘導員を配置するなどの措置を講じてください。
- ・工作物や車両の設置、誘導員の配置がある場合は、それぞれの場所を明記した図面を許可申請時に添付してください。
- ・「さんばしひろば」内で撮影場所に複数候補がある場合は、全ての場所を占有するものとして許可申請してください。
- ・工作物を設置する場所が定まっていない場合には、工作物を設置する可能性がある場所全てを工作物の面積として許可申請してください。
- ・撮影場所の下見については、許可や市職員の立会いは不要です。ただし、工作物の設置や車両の乗り入れを行う場合は、許可が必要です。



## ④ 賑わいを創出するイベントなどの行為

- ・使い捨て容器や空き缶等が散乱することのないよう、ごみ箱の設置等の措置を講じてください。
- ・さえぎるものが少なく風の強い日があります。  
風の強い日に芝生エリアでテントなどを利用する際は、芝生を傷めない程度であればペグや重りなどを使用することができますので、飛ばされないようご注意ください。深さ30cmまでペグの打込みが可能です。
- ・火気を使って調理を行う場合は、必ず消火器を配備してください。
- ・理由なく許可内容と著しく異なる配置や内容で実施することはできません。
- ・チラシ、SNSなどによる広報は、実施者の自己責任でお願いします。

## ⑤ ドローン

- ・業として行う映像撮影及び写真撮影の場合のみ、ドローンの使用が可能です。  
個人の趣味によるドローン飛行・撮影は許可しておりません。
- ・航空法対象外の機体も含め、利用の1か月前までにご相談ください。
- ・相談の際には、ドローンの機種、飛行高度、飛行経路を提示してください。

### ドローン使用の許可条件

- ・緑地利用者の上空は飛行させないこと
- ・事前に日時、目的、方法等を近隣に周知すること
- ・飛行の際は、飛行区域を限定して監視員を配置し、飛行エリアの四隅をバリケード、カラーコーン等で囲い利用者に支障のないよう安全を確保すること
- ・強風や大雨時など荒天時には飛行させないこと
- ・操縦は、熟練した経験者が行うこと
- ・飛行の際は、プロペラガードを装備すること
- ・その他、航空法等関係法令の規定を順守すること

## ⑥ 火気の使用

- ・一般利用の火気の使用（バーベキューや煮炊きなど）はできません。
- ・花火は、爆竹など、大きな音だけを発する花火も含めて行うことはできません。
- ・イベントの一環として行うもので安全体制の確立されているものや、安全に調理を行う設備の整ったキッチンカーなどに限り、火気の使用を認めています。  
その際には、関係機関への届出や消火器の配備、地面の養生などの措置を講じてください。

## ⑦ 原状回復

- ・利用終了後、許可施設を利用前の状態に戻してください。
- ・イベントによるごみの散乱等がないよう、清掃をお願いします。
- ・設備等を破損・汚損・紛失した時は、原状回復に必要な費用をご負担いただきます。

## ⑧ その他の行為

- ・公序良俗に反する行為や、千葉みなとのイメージを損なう行為はお控えください。
- ・「千葉県暴力団排除条例」に基づき、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する方へは許可等を行うことができません。
- ・誹謗、中傷、不当な差別に該当する行為はお控えください。

## 7 問合せ

### (1) よくある問合せ

Q1. 近くに駐車場はありますか。

A1. ケーズハーバーのコインパーキング等、周辺の駐車場をご利用ください。

Q2. トイレはありますか。

A2. ケーズハーバー内のトイレをご利用ください。なお、1階にはオストメイトに対応した多目的トイレがあります。

Q3. 授乳室やおむつ交換台はありますか。

A3. ケーズハーバーの1階に授乳室があり、多目的トイレにはおむつ交換台があります。

Q4. 港湾緑地に何トン車まで乗入れができますか。

A4. 総重量2トン車まで乗入れを行うことができます。

Q5. 利用当日に市職員の立会いはありますか。

A5. 市職員は立ち会いません。

Q6. 法人の場合、申請者名は担当名義でもいいですか。

A6. 申請者名は法人名及び代表者職氏名を記載してください。

Q7. 2日以上連続で使用することはできますか。

A7. 2日以上連続で使用することはできます。

ただし、使用しない時間帯は、「さんばしひろば」内に工作物などを残置することはありませんので、一日ごとに撤収してください。特段の理由により工作物を残置する場合は、事故等が発生しないように警備員を配置してください。

Q8. 申請書に押印は必要ですか。

A8. エリアAの利用の場合、押印は不要です。

エリアBの利用の場合、押印は必要です。

Q9. 許可された日に利用しませんでした、利用料は発生しますか。

A9. 利用の有無に関わらず利用料を納入する必要があります。

Q10. 利用をキャンセルしたい。

A10. 「既に許可証を発行している」場合で「キャンセル日から利用日までの日数が14日未満」である場合は利用料が発生します。他の方の利用ができませんので速やかにご連絡ください。

Q11. 栈橋に立ち入って撮影はできますか。

A11. 平日9時～17時で船舶の運航が無い場合、準備撤収を含めて1時間以内であれば可能です。市職員の立会いが必要となりますので、別途ご相談ください。

Q12. ドローンを使用した撮影を行いたい場合、どのような手続きが必要ですか。

A12. 撮影の1か月前までにご相談ください。それ以降の相談や相談なしの許可申請は受付できません。近隣施設及び近隣マンションへの説明や周知が必要となる場合があります。なお、海への落下を防ぐため、飛行範囲や飛行方法には制限があります。海上を飛ばしたい場合は、海上保安庁への届出等が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

Q13. 許可を受けた内容を変更することはできますか。

A13. 変更許可申請書を提出していただく必要がありますので、ご相談ください。

## (2) 問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター3階  
千葉市都市局都市部交通政策課 調整班

H P : <https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/kotsu/>

電話 : 043-245-5348

電子メール : [kotsuchosei@city.chiba.lg.jp](mailto:kotsuchosei@city.chiba.lg.jp)